

○宇和島市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱

平成28年4月1日

要綱第31号

(目的)

第1条 この要綱は、市の区域に存する木造住宅について、市長が耐震診断技術者を派遣し耐震診断を実施することにより、耐震化を促進し、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 自ら居住し、若しくは居住する予定であり、又は賃貸する一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、当該住宅以外の用途の床面積が延床面積の2分の1未満であるもの）で、地上階数が2以下かつ延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(2) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいい、耐震改修概算工事費の提示を含むものとする。

(3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、愛媛県木造住宅耐震診断講習会を受講し、受講修了証の交付を受けた者をいう。

(4) 木造住宅耐震診断技術者派遣事業 市の区域に存する木造住宅について、耐震診断技術者を派遣し耐震診断を行う事業をいう。ただし、国、地方公共団体その他公共団体が所有するものは、当事業の対象としない。

(5) 業務受託者 木造住宅耐震診断技術者派遣事業に関する業務の全部又は一部を請け負った者をいう。

(業務委託)

第3条 市長は、木造住宅耐震診断技術者派遣事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(木造住宅耐震診断技術者派遣事業の実施)

第4条 市長は、木造住宅耐震診断技術者派遣事業を実施するに当たり、予算の範囲

内で耐震診断技術者を派遣するものとする。

(木造住宅耐震診断技術者派遣事業の対象要件)

第5条 木造住宅耐震診断技術者派遣事業の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。ただし、増築が行われている場合は、昭和56年5月31日以前に着工された部分に居室を含むこと。

(2) 過去に宇和島市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（平成22年要綱第42号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(3) 明らかな法令違反がないこと。

(耐震診断申込)

第6条 この要綱に基づき耐震診断を受けようとする木造住宅の所有者（以下「派遣診断申込者」という。）は、宇和島市木造住宅耐震診断技術者派遣申込書（様式第1号又は様式第1号の2）の提出又は電話等の通信手段により市長に耐震診断を申し込むことができる。

(耐震診断技術者の選定、決定及び派遣)

第7条 市長は、前条の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、又は調査し、第5条各号の要件を満たしているときは、速やかに宇和島市木造住宅耐震診断技術者派遣依頼書（様式第2号）により、業務受託者に対し耐震診断技術者の派遣の要請を行うものとする。

2 前項の規定により第5条第1号に定める事項の確認を行う場合は、次の各号のいずれかの書類により行うものとする。

(1) 登記事項証明書

(2) 固定資産税評価証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項に規定する審査又は調査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して、耐震診断技術者を派遣しない旨の通知書（様式第3号）により、派遣診断申込者に通知しなければならない。

4 業務受託者は、第1項の規定により派遣の要請を受けた場合は、遅滞なく耐震診断技術者を選定し、木造住宅耐震診断技術者選定通知書（様式第4号）により市長に通知しなければならない。

5 市長は、業務受託者から耐震診断技術者の選定通知を受けた場合は、速やかに宇和島市木造住宅耐震診断技術者派遣決定（変更）通知書（様式第5号）により、派遣診断申込者に通知するものとする。

6 業務受託者は、派遣する耐震診断技術者に愛媛県発行の愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証を携帯させ、派遣診断申込者の求めに応じて提示させるものとする。

7 市長は、第5項の派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

8 市長は、前項の規定により派遣決定通知書の内容を変更した場合は、宇和島市木造住宅耐震診断技術者派遣決定（変更）通知書により派遣診断申込者に通知するものとする。

（派遣に要する費用負担）

第8条 派遣診断申込者は、耐震診断以外の業務を耐震診断技術者に依頼し、追加費用が生じた場合のみ、その費用を負担するものとする。

（耐震診断の辞退）

第9条 派遣診断申込者は、第7条第5項の決定通知書を受領した後において、やむを得ない事由により耐震診断を辞退するときは、宇和島市木造住宅耐震診断技術者派遣決定辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 派遣診断申込者は、前項の規定により辞退しようとする場合において、既に耐震診断を実施しているときは、当該耐震診断に要した費用を、業務受託者との間で精算した後でなければ、これを行うことはできない。

（派遣決定の取消し）

第10条 市長は、派遣診断申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第5項の規定による耐震診断技術者派遣決定を取り消すことができる。

（1）耐震診断技術者による現地調査の結果、第5条各号に定める対象要件を満たしていないことが判明したとき。

（2）虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

（3）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、宇和島市木造住宅耐震診断技術者派遣決定取消通知書（様式第7号）により当該派遣診断申込者に通知するものとする。

（派遣費用の返還）

第11条 市長は、前条の規定により耐震診断技術者の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断を実施しているときは、耐震診断申込者に対してそれまでに要した費用の支払を命ずることができる。

（守秘義務）

第12条 耐震診断を行う耐震診断技術者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならな

い。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。